



【柑橘】*下線部は重要防除です。必ず防除しましょう。

【温州みかん】

貯蔵管理

室内温度：3～5℃ 湿度：85%程度が最適の環境です。

貯蔵庫内の湿度が高い時は天気の良い日に開放して乾燥した空気を入れ、湿度が低い時は新聞紙でカバーをするか打ち水をして湿度を保ちましょう。

但し、湿度が高すぎると、予措戻りになり浮皮果になるので注意しましょう。

また、貯蔵庫内への果実の入れすぎに注意し、貯蔵中に発生した腐敗果は適時取り除きましょう。

* 出荷時の家庭選果を徹底してください。

害虫防除

12月下旬～1月中旬（収穫後、厳寒期をさけて散布をしましょう。）

○ミカンハダニ

○ヤノネカイガラムシ

アタックオイル又はハーベストオイル 60倍 1.66ℓ/水100ℓ

また、カイガラムシ類が見られた園地では、必ず実施して下さい。

越冬中の虫や卵を油で被覆して窒息させますので抵抗性がつきません。

土壌改良

酸性土壌の矯正 珪タンカル 200kg/10a（1～2月）

【中晩柑】

防寒対策と鳥害対策を兼ね、袋がけやネットによる被覆を遅くとも1月中旬までには終了させましょう。

【キウイフルーツ】

整枝剪定

12月～2月上旬（樹液が流動する前）

一文字整枝を基本に養分の無駄づかひになる太い枝を出来るだけ減らすことがポイントになります。

ただし、高樹齢樹は樹がいたむので亜主枝の更新は避けましょう。古い側枝（結果母枝）の更新では先追いしないよう亜主枝、主枝に近づける切り戻し剪定を行いましょう。

安定した収量を得るため1㎡あたり3～4本の結果母枝を配置しましょう。

台風による落葉が多かった園地では、充実した結果母枝を残しましょう。

（また、春の風害を想定してやや多めに結果母枝を確保しましょう）

病虫害軽減のポイント

- かいよう病で暗赤色の漏出した場合は、健全部まで切り戻しましょう。
- 軟腐病の発生源になるので果梗は必ず切除しましょう。
- 剪定後の切口へのトップジンMペーストの塗布（かいよう病の侵入口となるため）
（切口が大きければその日のうちに塗布しましょう）
- 病虫害の発生源になる剪定枝は園外廃棄しましょう。

【イチジク】

荒剪定

12月～1月上旬

- 樹体を休ませるため、主枝から30cm程度で切り戻しましょう。
- 3月に挿し木を実施される方は、何本かは長く残し穂の確保をしましょう。
- 落葉等は病虫害(疫病・サビ病など)の越冬する場所になるので早期に園外へ片付けましょう。

【う め】

病害虫防除 12月～1月上旬

休眠期（落葉後～萌芽前）

○カガハ ガットキラール剤 休眠期 100倍/2回 ※樹幹部及び主枝に散布

開花前

○カガハ類・越冬病害虫 石灰硫黄合剤 7倍 14.2ℓ/水100ℓ

1月

開花期始め(2分咲き)

○灰星病 ベルクート水和剤 収穫30日前 2,000倍 50g/水100ℓ 3回

満開期

○灰星病 オーシャイン水和剤 収穫前日 3,000倍 33g/水100ℓ 3回

※主力品種の開花期始めと満開期に防除しましょう。

※ただし、‘十郎’を栽培している場合は、‘十郎’の開花状況に合わせる。

整枝剪定

細部(ハサミ)の剪定を1月下旬までには終了させましょう。又、翌年の事を考えて、予備枝の確保をしましょう。太枝のノコギリ剪定が終了していない園は、芽をいためますので早めに剪定をしましょう。

【湘南ゴールド】*下線部は重要防除です。必ず防除しましょう。

病害防除 12月下旬～1月下旬

○貯蔵病害

ベフトップジンフロアブル(劇) 収穫前日 1,500倍 66cc/水100ℓ 2回

青かび病、緑かび病
軸腐病

又は

トップジンM水和剤 収穫前日 2,000倍 50g/水100ℓ 5回

※1月に入りサンサンネット被覆前にベフトップジンを薬剤散布すると、さび症(果皮の褐色)の発生軽減に効果があります。(県農業技術センター試験結果より)

【水稻】

土づくり

水稻が健全に生育するために、「堆肥・ワラ等」の有機物やケイカル等の土壌改良剤を計画的に施し、地力を増進する必要があります。

雑草防除 冬季にできる水田の雑草防除

冬季に耕耘することにより除草効果を期待することができます。多年生雑草の塊茎や根茎は低温や乾燥に弱いので、冬季の耕耘が防除に有効です。特にミズガヤツリ・クログワイ・オモダカなどの多い水田では反転耕により凍結枯死させられるので除草効果が高くなります。耕耘作業は年内までに一度は必ず行いましょう。

○完熟堆肥の場合 10月から2月に全体に施し深耕しておきましょう。(500～1,000kg/10a)

○土壌改良剤の施用 ケイカル 100kg/10a 又は ようりん 2～4袋/10a 等

スクミリンゴガイ対策

管内でスクミリンゴガイ(別名:ジャンボタニシ)の発生が確認されております。発生した水田では耕耘を行い、貝を傷つけ越冬させないようにしましょう。

農業を使用する際は、適用作物・希釈倍数・使用回数・使用方法等の使用基準を遵守するとともに飛散防止に努め、ラベルをよく確認し、必ずラベルに基づいて使用しましょう。

~~~~~お知らせ~~~~~

**肥料価格高騰対策事業の土壌分析についてのお願い**

肥料価格高騰による農業経営への影響緩和のため、化学肥料の低減に向けて取り組む農業者の肥料費を国・県が支援する肥料価格高騰対策事業が実施されています。本事業に定められている**取組メニュー項目**のひとつに「**土壌診断による施肥設計**」があることから、今後分析依頼点数の増加が見込まれています。分析依頼点数が増加した場合、分析に時間を要する可能性がありますので、ご面倒をお掛けしますが、下記の通りご協力をお願い致します。

**①分析期間に余裕を持った土壌の提出**

- ・通常より分析期間がかかることを想定し、早めに採取・検体の持ち込みをお願いします。
- ・可能な場合は、依頼点数が増加する繁忙期（12～3月）の提出は避けてください。

**②リン酸・加里の2成分分析の実施**

・診断をお急ぎの方は、従来の土壌分析約7項目の診断ではなく、2項目（リン酸・加里）のみ診断することも可能です。

**③過去の診断データを利用する**

・肥料価格高騰対策事業の取組として実施する場合は、直近の過去データ（土壌診断結果）に基づき、施肥設計を行っても対象となります。

**農研機構の果樹登録品種の自家増殖について（許諾手続きの一部変更）**

種苗法の改正により、令和4年4月1日以降登録品種については自家増殖に制限のかかる品種があります。育成権者や品種により対応が異なっていますが、**農研機構**が育成した果樹の登録品種及び出願中品種の自家増殖については、許諾手続きをする必要があります。その手続きについて令和4年10月より一部変更がありましたのでお知らせいたします。

**【変更点】**

|           | <b>変更後</b>                        | <b>変更前</b>            |
|-----------|-----------------------------------|-----------------------|
| 許諾申請本数の単位 | <b>個人での許諾申請の本数単位を 50 本単位に引き下げ</b> | 個人での許諾申請本数単位を 100 本単位 |
| 許諾期間      | <b>許諾した日から1年後の同月末日まで</b>          | 許諾した日から次の3月31日まで      |

詳しくは、農研機構ホームページをご覧ください。または、専用電話相談窓口へお問合せ下さい。

<http://www.naro.go.jp/collab/breed/permission/index.html>

許諾手続きに関する専用電話相談 070-7362-5276（平日10時～17時）

## 【お願い】農薬は適正に使用しましょう！！

県内農産物において、農薬残留基準値超過事案が発生しています。（当 JA 管内ではありません。）定められた使用基準を守らない場合は「農薬取締法違反」となりますので、ラベルをよく確認し使用方法を守り生産履歴の記帳に努め安心安全な農産物の生産をお願いいたします。

### ～農薬事故はこうして起こる！発生事例～

○収去（食品衛生監視員が検査の為採取）した作物から適用のない農薬を検出（残留基準値超過）

→当該の作物には直接散布していないが、前日に他の作物に使用した散布器を洗浄不足のまま使用した。

（ホースは洗浄するが、タンクを洗う習慣がなかった。）

→当該の作物には直接散布していないが、隣接する他の作物に散布した農薬が飛散（ドリフト）した。

上記のようなことが原因となり農薬事故が起こります。農薬の登録を守って使用することはもちろん、散布器具の洗浄は念入りに、ドリフトには十分注意しましょう。同じ畑で複数の作物を栽培している場合や、圃場同士の距離が近い場合などはさらにドリフトの注意が必要です。

## 肥料価格高騰対策のご案内

肥料価格の高騰による農業経営への影響緩和のため、当組合より購入した肥料購入代金の20%を緊急支援いたします。

### ○対象となる肥料

令和3年度中の予約注文で購入が令和4年6月以降または、令和4年6月～令和5年3月末までの予約注文（JAねっとショップ、展示即売会含む）によりご注文頂いた配合肥料・化成肥料が対象です。

※石灰・堆肥類等の土壌改良剤は対象外です。

### ○支援対象のご購入者

予約注文でご注文頂いた請求金額が3,000円以上で、且つ上記期間中にご購入頂いた方が対象です。  
※国の緊急支援金とは異なります。

### ○支援金

請求金額から値引額と消費税を除いた20%を支援いたします。

### ○支払期間

令和4年6月～10月末までの購入者…令和4年12月末まで

令和4年11月～令和5年3月末までの購入者…令和5年6月末まで

※入金前に案内文書をご通知させていただきます。

※申請手続きは必要ありません！ご購入頂いた代金の引落口座に自動入金いたします。